

消防情報ネットワーク端末機貸借業務  
仕様書

令和8年4月

南越消防組合

## 1 目的

南越消防組合（以下「当組合」という）で使用する情報端末（ノートパソコン）の更新に伴い、情報端末機及びソフトウェアライセンスを調達し、それらに当組合が指定する設定（キッティング作業）を行った後、5年間の賃貸借契約及びハードウェア保守を行うことを目的とする。

なお、調達及び設定にあっては、当組合のネットワーク環境を考慮のうえ行うものとする。

## 2 総則

### (1) 調達する情報端末機器等の品目及び数量

調達する情報端末機器及びソフトウェアの品目及び数量は、次のとおりとし、情報端末機器の詳細は、「資料1 情報端末機器等整備業務詳細仕様書」、ソフトウェアの詳細は、「資料2 ソフトウェア整備業務詳細仕様書」のとおりとする。

ア ノートパソコン	102台
イ Microsoft office standard 2024	100式

### (2) 物品の保守

情報端末（ノートパソコン）の保守については、5年間の保守をつけ、その詳細は「資料1 情報端末機器等整備業務詳細仕様書」に示すとおりとする。

### (3) 大量展開・設定（キッティング作業）及び復元環境の整備

調達した端末（100台）に対して、当組合と協議を行い受注者がマスタ端末を作成し、全端末に対して大量展開などによる設定を行った後、当組合が指示する場所に一括納入すること。また、運用開始以降に端末に障害が発生し、復旧が必要になった場合に備え、リカバリが可能な復元環境を整備すること。

なお、設定（キッティング作業）の詳細は、「資料3 端末設定及び復元環境の整備詳細仕様書」のとおりとする。

### (4) 納入期限及び納入場所

納入期限は、令和8年9月18日（金）とし、当組合が指定した場所に搬入するものとする。ただし、社会情勢その他やむを得ない理由によって期限までに納入することが不可能な場合は別途協議とする。

なお、搬入の開始時期については、特段の指定はしない。また、納入以降当組合にて各署所への配置作業を行う際に設定等において不明な点が発生した場合は、電話若しくはメール等での支援を行うこと。

### (5) 業務関係書類の提出

令和8年9月18日（金）までに次の書類を提出すること。

- ア 納品物一覧
- イ 取扱説明書及び製品保証書
- ウ 情報機器管理台帳（コンピュータ名及び製造番号一覧等）
- エ ソフトウェアライセンス証書（使用許諾書）
- オ その他、当組合が必要と認める書類

### (6) 旧端末の取扱い

旧端末については本事業の範囲で下取りを行い、下取り対象機器及び台数は、ノートパソコン及び付属品（アダプタ等）の100台とする。ハードディスクについては、物理的に破壊し、データ消去を実施した旨の証明書及び物理破壊前後の写真等を当組合に提出すること。

### 3 契約条件

#### (1) 支払条件

支払いは分割払い（6回払い）とし、各年度の支払い額は下記のとおりとする。

なお、支払いは、各年度終了後、受注者の請求後に行うものとし、令和13年度においては、業務終了後に受注者の請求をもって支払うものとする。

令和8年度	契約金額の60分の6
令和9年度	契約金額の60分の12
令和10年度	契約金額の60分の12
令和11年度	契約金額の60分の12
令和12年度	契約金額の60分の12
令和13年度	契約金額の60分の6

#### (2) 契約方法

受注者が機器を第三者から借受けてこれを物件として当組合に賃貸する場合は、受注者及び当該第三者は、この旨を文書で届出するものとする。

なお、届出があった場合は、本仕様書の3 契約条件(3) 動産総合保険の加入並びに(4) 賃貸借契約満了時の物品の帰属の「受注者」を「届出がされた第三者」と読み替えて適用するものとする。ただし、受注者が第三者から借受けた部分に限る。

#### (3) 動産総合保険の加入

賃貸借期間中継続して、受注者の負担により、賃貸借物品に、偶発的な事故による損害を対象とする動産総合保険を付けること。対象は次の範囲とする。

火災、落雷、破裂、爆発、盗難、水災（台風・豪雨等による洪水、水害）、漏水及び地震等（噴火、戦争、故意の過失等）以外による建物の崩壊並びに当組合及び当組合職員の軽過失による破損（落下や衝突、液体こぼし等）。

なお、当該保険を適用し、受注者に保険会社から保険金が支払われたとき、物品が修復可能なときは、受注者は、支払われた保険金額を限度として物品を修繕し、修復するものとし、物品が修復不能のときは、保険金額を限度として当組合及び当組合職員は、損害賠償金の支払い義務を免れるものとする。

#### (4) 賃貸借契約満了時の物品の帰属

賃貸借期間満了時、受注者より借受けた機器は、無償で当組合に帰属するものとする。

### 4 一般事項

(1) 受注者は、業務責任者を置き当組合に報告するとともに、業務従事者の指揮監督並びに業務遂行について当組合との連絡調整にあたらせること。

(2) 受注者は、本業務を円滑かつ正確に遂行するため作業計画書（契約締結後7日以内）をたて、着手届、業務実施計画書、作業工程表、業務完了届等の書類を提出し、当組合の同意を

得ること。

(3) 業務遂行にあたっては、当組合と十分に意思疎通を行い、当組合の指示に従うこと。また同時期に別途調達予定である消防情報ネットワークサーバ構築賃貸借業務の受注業者と連絡を密にし、本業務を円滑かつ正確に行うこと。

(4) 納品作業による諸設備の破損等については、当組合の指示に従い受注者の負担と責任において修復等を行うこと。

なお、納入後に梱包物の引取り及び処分を行うこと。

(5) その他、納入に関する不明な事項については、当組合の指示を仰ぐこと。

## 5 守秘義務

(1) 仕様書に基づくすべての作業において、当組合が提供した業務上の情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。

(2) 当組合が提供する資料は、原則として複製及び第三者への提供は行わないこと。

なお、提供資料及び複製した資料は、作業完了後、当組合に返却すること。

(3) 契約時に、当組合が作成する機密保持に関する契約を締結すること。

## 6 補則

契約書及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて当組合と受注者が協議して定めるものとする。

## 情報端末機器等整備業務詳細仕様書

情報端末機器等は、次の要件を満たすものとする。

- 1 端末機は、新品のエンタープライズ向け製品とし、いわゆるショップブランド製品ではないこととする。
- 2 端末機の形状は、ノートブック型パソコンとする。
- 3 オペレーティングシステム(OS)は、Microsoft Windows® 11 Professional (日本語版) 64bit (日本語版) とする。
- 4 プロセッサは、Intel® Core i5 第13世代以上若しくはそれと同等性能を有するものとする。
- 5 メインメモリは、16GB (DDR4 SDRAM メモリ) 以上とする。
- 6 ストレージは、256GB SSD 以上とする。併せて、オペレーションシステム(OS)が認識する主記憶領域としてのパーティションは1パーティションとし、分割してはならない。
- 7 ディスプレイは、15インチ以上、解像度はフルHD以上、ノングレア(非光沢)とする。
- 8 マイク、カメラ(720pHD以上のフロントカメラ)及びスピーカー内臓であり、サウンド機能を備えること。
- 9 インターフェースは、外部ディスプレイ接続可能でデュアル表示(2画面異なる画面表示)ができることとし、HDMI×1、USB Type-A(Ver.3.0以上)×2、Type-C×1、RJ45×1、マイク入力×1、ヘッドフォンまたはスピーカー出力×1(コンボジャックでも可)を備えること。
- 10 通信機能は、1000BASE-T Ethernet以上のネットワークコントローラ(WOL機能付)を備えること。併せて、その他の通信機能は備えないこと。やむを得ず必須ではない通信機能が搭載されている場合は、各端末においてソフトウェア等により各種通信機能を制御できることが可能であれば、この限りでない。
- 11 Wi-FiはIEEE802.11ax以上に準拠すること。
- 12 バッテリーは、リチウムイオンバッテリーで、2時間以上稼働可能な性能とする。
- 13 本体付属のACアダプタ以外に別途、ACアダプタを3セット添付すること。

1 4 5年間の平日営業日受付翌営業日以降出張修理保障を付けること。翌営業日以降出張修理とは、16時までに故障の連絡を受けた場合、翌営業日以降（2～3日程度）現地にて修理が出来るよう措置することをいう。

なお、これと同等の保証を付けた場合は、この限りではない。修理の対象は端末機本体とし、バッテリーは除外とするが、保守部品については初期調達時と同等部品にて対応すること。ドライバが変更されるような部品については認めない。修理によりSSDの交換を行った場合は以下のどちらかの対応をすること。

(1) SSDの返却は行わず、当組合が処分する。

(2) データ消去証明書を当組合に提出したうえで、SSDを返却する。

1 5 メーカー標準のリカバリ用インストールメディア及び説明書2組を納品すること。

ソフトウェア整備業務詳細仕様書

ソフトウェアの詳細は、次のとおりとする。

1 Microsoft office standard 2024

Government Open License (GOLP) ライセンスとして100式購入し、インストールメディア1組を納品すること。

2 Fuji Xerox DocuWorks 9.1 ライセンス

ノートパソコン100台に、既存ソフトウェアのFuji Xerox DocuWorks9.1の100ライセンスをインストールすること。

## 端末設定及び復元環境の整備詳細仕様書

## 1 マスタ端末の作成

契約締結後、すみやかに端末3台を先行導入し、うち1台を当組合と協議した後、マスタ端末として作成すること。また残り2台に同設定を行った後、当組合で可能な限りの検証（半月程度を予定）を行うものとする。

## 2 大量展開・設定（キッティング作業）

マスタ端末の検証終了後、調達した全端末に対して、大量展開による設定を行った後、当組合が指定した場所に一括納入すること。納入期限は、令和8年9月18日（金）とする。その後当組合職員にて各署への配置を行う際に、別途ソフトウェアのインストールを予定しているが、その工程において問題等が発生した場合は、運用開始までの期間において電話及びメール等による技術的支援を行うこと。

## 3 復元環境の整備

令和8年10月1日（木）を運用開始日とするが、それ以降に端末に障害が発生し、復旧が必要となった場合に備え、リカバリ可能な復元環境（端末100台に対してのライセンス及び必要なケーブル等があればそれらも含む）を整備すること。

なお、復元環境においては、複数台を同時に行うまでの環境は求めている。